

◎新潟海区漁業調整委員会指示第5号

新潟海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和7年3月28日

新潟海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞男

<p>1 禁止区域</p>	<p>(1) コンクリート面で造成したいわのり漁場の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(2) わかめ養殖施設の周囲100m以内のまき餌使用禁止</p> <p>(3) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市鬼伏沖）</p> <p>ア 北緯37度07.00分、東経137度57.07分の点</p> <p>イ 北緯37度07.21分、東経137度56.86分の点</p> <p>ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点</p> <p>エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点</p> <p>(4) 次のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びウの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市浦本沖）</p> <p>ウ 北緯37度06.37分、東経137度55.78分の点</p> <p>エ 北緯37度06.15分、東経137度55.97分の点</p> <p>オ 北緯37度05.35分、東経137度55.24分の点</p> <p>カ 北緯37度04.58分、東経137度55.09分の点</p> <p>キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点</p> <p>ク 北緯37度04.53分、東経137度54.04分の点</p> <p>ケ 北緯37度05.89分、東経137度55.09分の点</p> <p>コ 北緯37度06.20分、東経137度55.61分の点</p> <p>(5) 次のキ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ及びキの各点を結んだ線によって囲まれた海域のまき餌使用禁止（糸魚川市早川から姫川沖）</p> <p>キ 北緯37度04.30分、東経137度54.28分の点</p> <p>サ 北緯37度03.62分、東経137度53.93分の点</p> <p>シ 北緯37度03.35分、東経137度52.84分の点</p> <p>ス 北緯37度03.37分、東経137度51.00分の点</p> <p>セ 北緯37度02.48分、東経137度49.63分の点</p> <p>ソ 北緯37度03.40分、東経137度49.46分の点</p> <p>タ 北緯37度03.73分、東経137度51.03分の点</p> <p>チ 北緯37度03.70分、東経137度53.39分の点</p>
<p>2 漁具制限</p>	<p>船釣りにおいては、まき餌かご、まき餌袋等によるまき餌使用は認めるが、直接海中に投じるまき餌は禁止</p>

上越地区 まき餌使用禁止区域

